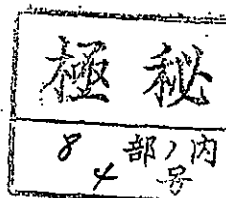


秘密指定解除  
外交記録・情報公開室



外 務 省

経済協力局経済協力課長

昭和38年3月1日起案  
昭和38年3月2日決裁

大臣

事務次官

外務審議官

官房長

次長

官房総務参事官

総務参事官

アジア局長

アジア課長

卜部参事官

政策課長

北東アジア課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます。

対韓民間ベース経済協力方式に  
関する件

対韓国民間ベースの経済協力については、今後の進め方として下記方針によることと致したく下記を当省案として関係各省に対し申し入れることと致したい。

記

民間ベースでの延払信用供与（ノ億ドル程度）は、韓国側に対して実行をコミットしたものではない。

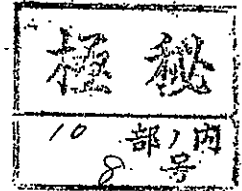
本件民間ベース経済協力を大平書簡に入れた趣旨は、日本の利益と認める案件が請求権問題の解決が見えていても国交未回復との理由のみで実施し得ないことを防ぐことをその目的としているので、下記各点について考慮を払うものとする。

(1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間での商談が進行し、諸外国との競合上、今直ちに信用供与を認めなければ他国に落ちることが明らかと判断されたとき、例外的にこれを認めるものとする。その場合、条件は、通常の輸銀ベースに抑えるが、将来、有償あるいは無償供与への振り替えを認める。

(2) 経済協力と観念すべきではなくむしろ通常貿易の一環と考えるべき短期の延払信用供与（具体的には、韓国側でも国内法令上、3年

以下の延払信用は借款として特別な受入れ措置を講じていないし、我が国としても包括同盟基準より有利な案件である場合は、輸出上のメリットがあり、金額も妥当な範囲内であれば、ケースバイケースにこれを認めることを考慮する。

(4) 2月27日の国会における池田総理の言明および、2月28日の大平外務大臣の言明にも鑑み、韓国側よりその経済的困難を救済するための消費財の延払又は後払の要請があつた場合には、中共、インドネシアに対する先例をも加味して同等程度の考慮を払うものとする。



39. 3. 2.  
各省会キ

対韓民間ベース経済協力に  
関する件

民間ベースでの延払借用供与（ノ億ドル程度）  
は、韓国側に対して実行をコミットしたもので  
はないので、日韓間で経済協力に関する基本的な  
問題について原則的な合意が成立するまで認め  
る義務はない。

しかしながら、本件民間ベース経済協力を大  
平書簡に入れた趣旨は、日本の利益と認める案  
件が請求権問題の解決が見えていても国交未回  
復との理由のみで実施し得ないことを防ぐ

（解決の見送りがキにはおきりしたうでも、日韓外交を不況（従来）の程度を多少凌ぎし。）

をその目的としているので、下記3点について  
考慮を払うものとする。  
（これをやっても請本外交は悪影響を及ぼさないと判断  
されている。）

- (1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間での  
商談が進行し、諸外国との競合上、今直ちに  
甲斐 → 米大使館：AIDで援助困難。

米の方針: Two step loan  
(民間7年位  
政府20年位)

通産: 4年位でまだ4% Xリット  
あつて 疑問。

信用供与を認めなければ他國に落ちることが  
明らかと判断されたとき、例外的にこれを認  
めるものとする。その場合、条件は、通常の  
輸銀ベースに抑えるが、将来、有債あるいは  
無債供与への振り替えを認める。

差当りは  
7年位、  
(但し④に  
代替え  
了解付)

- (2) 經濟協力と觀念すべきではなくむしろ通常  
貿易の一環と考えるべき短期の延払信用供与  
(具体的には、韓國側でも國內法令上、3年  
以下の延払信用は借款として特別な受入れ措  
置を講じていないし、わが國としても包括同  
意基準より有利な案件である場合)は、輸出  
上のメリットがあり、金額も妥当な範囲内  
であれば、ケースバイケースにこれを認めるこ  
とを考慮する。

「3年で切了」? 3年以下は 何じに許可?  
「全部で切了」?  
「総額で切了」?) ますい。

「農産物等」

(9) 2月27日の国会における池田総理の首明

米と赤米

および2月28日の大平外務大臣の首明にも

かんがみ、韓国側よりその経済的困難を救済

するための消費財の延払又は後払の要請があ

つた場合には、中共、インドネシアに対する先

例を加味して同程度の考慮を払うものとする。

大平：<sup>茶言</sup>池田、大平の教言は政治だ。  
腹かき気持ちを韓国に伝えたことが政治的意義です  
(この目的にすじに報道によつて達したともいえる)

秘

315頁  
後

大 蔵 省

対韓国民間経済協力に  
関する外務省案に対する意見

38.3.8 為替局

1. 外務省案の(1)については、日韓両国間の諸懸案解決の目的が並たが、現在、これを認めることは及  
 対である。特に、将来無償又は有償の経済協力に振  
 り替えを認めるとの考え方は承服できない。
2. 同案の(2)については、条件が現金ベースに近いので、債  
 権確保につき関係金融機関(できる限り民間金融機  
 関による)に任せたい。)が踏み切る場合は承認し  
 るを得ない。ただし、これが実施に当たっては、%基礎に  
 よらないと並びに、将来、無償又は有償の経済協力に  
 振り替えるものでないことを確認する。実施の時期並  
 りの方法等について慎重に取り計らうものとする。
3. 同案の(3)については、韓国側から正式要請があれば  
 は、その際改めて検討するものとする。

(1.8.24)

訳本部長宛

秘

本件文書は送達することにより 相内と  
異論があり(特にデー・エー・オー新用機等の件)  
またこの「全く非公開」かつ、貴官個人用と  
いうことにより、解ととりよしたの、何等宜しく  
対韓民間ベース 経済協力

に因る件

~~秘~~  
38. 3. 9  
経済協力部

1. 外務省案の(1)に7112は、日韓両国の諸懸案  
解決の自途が立はず、将表の経済協力に7112  
も、その性格、内容がなから決つていふ、現在  
本件に7112のみとくにおよぶ特別措置を講ずる  
旨の積極的理因があると判断すること、  
現状では困難であること、反対である。

2. 同案の(2)に7112は、この措置が、今後の日韓  
交渉において日本の立場と不利にしないこと、外務省  
の判断を前提とする場合は、債権確保に必要  
の条件を設けること、とくに経済協力案件として取り  
扱ふ必要がないと認められるものには7112は、  
勘定によらないこと、および将来無償又は有償  
の経済協力に振り替へるものがないこと、の条件の  
下に、認めざるべきである、既に7112の  
発表及び実施の時期、方法に7112は慎重に  
取り扱ふこととする。



2) 同案の(3)にウレは、韓日側の正式要請  
がなければ、その際改めて検討するものとする。



対韓国民間ベース経済協力方式  
に関する件

経済協力局経済協力課  
昭和28年3月29日

対韓国民間ベースの経済協力については、今後の進め方として、別紙のとおり方針を定め当省案として関係各省に対し申し入れておいたところ、今般大蔵通産両省とも以下のとおりの見解を表明越した。

1 蔚山肥料工場について

現在延払信用の供与を認めることは、日韓交渉全般の進捗状況に照らして時期尚早であり、例外的にも本件を認めることには反対である。特に将来有償・無償供与に振り替えることについては反対である。

2 通常貿易の一環と考えるべき短期延払信用

## 供与について

債権確保に不安がないこと、D/A勘定に  
よきないこと及び、将来有債を無債供与に換  
り替えるものではないことを条件に、実施の  
時期及び方法を慎重検討の上認める。

## 3 消費財の延払いによる供与について

韓国側より要請があれば改めて検討するこ  
ととしたい。(ただし、現在までのところ、  
韓国側よりかかる要請を提起しようとの気配  
はみられない。)

別紙（外務省案）

大平・金会談で合意された民間ベースでの延  
払信用供与（ノ億ドル程度）は、韓国側に対し  
て実行をコミットしたものである。

本件民間ベース経済協力を大平書簡に入れた  
趣旨は、日本の利益と認める案件が請求権問題  
の解決が見えていても国交未回復との理由のみ  
で実施し得ないことを防ぐことをその目的とし  
ているので、下記各点について考慮を払うもの  
とする。

(1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間での  
商談が進行し、諸外国との競合上、今直ちに  
信用供与を認めなければ他国に落ちることが  
明らかと判断されたとき、例外的にこれを認

めるものとする。その場合、条件は、通常の  
輸銀ベースに抑えるが、将来、有償あるいは  
無償供与への振り替えを認める。

- (2) 経済協力と観念すべきではなくむしろ通常  
貿易の一環と考えるべき短期の延払信用供与  
(具体的には、韓国側でも国内法令上、3年  
以下の延払信用は借款として特別な受入れ措  
置を講じていないし、わが国としても包括同  
意基準より有利な案件である場合)は、輸出上  
のメリットがあり、金額も妥当な範囲内であ  
れば、ケース・バイ・ケースにこれを認める  
ことを考慮する。

- (3) 2月27日の国会における池田総理の言明  
および、2月28日の大平外務大臣の言明に  
も鑑み、韓国側よりその経済的困難を救済す

るための消費財の延払又は後払の要請があつた場合には、中共、インドネシアに対する先例をも加味して同等程度の考慮を払うものとする。